

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

①在宅医療・介護連携の推進

②認知症施策の推進

③地域ケア会議の推進

④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29年度）
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・ 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見通し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
 - * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 21%
2号保険料 29%

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付
(要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
○ 二次予防事業
○ 一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援サービスの体制整備
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

充実

地域支援事業

地域支援事業

城東区における介護保険の概要
平成26年3月末 要介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城東区	2,174	1,101	1,428	1,165	859	985	747	8,459
構成比(%)	25.7%	13.0%	16.9%	13.8%	10.2%	11.6%	8.8%	100.0%
大阪市	32,056	23,247	22,456	25,840	17,736	17,103	14,280	152,718
構成比(%)	21.0%	15.2%	14.7%	16.9%	11.6%	11.2%	9.4%	100.0%

平成25年3月末 要介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城東区	2,006	888	1,508	1,026	853	942	755	7,978
構成比(%)	25.1%	11.1%	18.9%	12.9%	10.7%	11.8%	9.5%	100.0%
大阪市	28,765	21,469	20,849	24,611	16,970	16,922	14,255	143,841
構成比(%)	20.0%	14.9%	14.5%	17.1%	11.8%	11.8%	9.9%	100.0%

平成24年3月末 要介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城東区	1,784	857	1,428	1,032	828	918	763	7,610
構成比(%)	23.4%	11.3%	18.8%	13.5%	10.9%	12.1%	10.0%	100.0%
大阪市	25,482	19,660	19,918	23,367	16,155	16,055	13,801	134,438
構成比(%)	19.0%	14.6%	14.8%	17.4%	12.0%	11.9%	10.3%	100.0%

平成23年3月末 要介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城東区	1,676	885	1,277	977	844	913	723	7,295
構成比(%)	23.0%	12.1%	17.5%	13.4%	11.6%	12.5%	9.9%	100.0%
大阪市	24,000	19,038	19,241	21,579	15,448	15,400	13,138	127,844
構成比(%)	18.8%	14.9%	15.1%	16.9%	12.1%	12.0%	10.3%	100.0%

平成22年3月末 要介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城東区	1,374	953	1,207	937	868	866	697	6,902
構成比(%)	19.9%	13.8%	17.5%	13.6%	12.6%	12.5%	10.1%	100.0%
大阪市	21,795	18,172	18,485	20,168	15,439	14,998	12,390	121,447
構成比(%)	17.9%	15.0%	15.2%	16.6%	12.7%	12.3%	10.2%	100.0%